省　令

○総務省令第六十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十二条、第三十七条及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月四日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項を次のように改める。

3　第一項に規定する無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号の規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

第三十一条第四項中「前各項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定するレーダーであつて、現用する同項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号から第四号までの規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。

イ　P〇N電波を使用する場合　一・二マイクロ秒以下

ロ　Q〇N電波を使用する場合　二二マイクロ秒以下

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶に設置する無線航行のためのレーダーの項条件の欄中「又は9.32GHzから9.5GHz」を「若しくは9.32GHzから9.5GHzまでを使用するもの又はPON、QONﾌﾞ及びVONﾌﾞ電波2.92GHzから3.1GHz」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。